

全身用X線コンピュータ断層撮影装置等医療機器
(GEヘルスケア・ジャパン社製) 保守点検委託仕様書

京都市立病院における全身用X線コンピュータ断層撮影装置等医療機器 (GEヘルスケア・ジャパン社製) の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、下記のとおり仕様書を定める。

記

1 対象機器

1	全身用X線コンピュータ断層撮影装置	BrightSpeed Elite SD16
2	X線 CT 組合せ型 PET 装置(PET-CT)	Q.Suite610QV
3	ポジトロン CT 搭載型 SPECT 装置(SPECT-CT)	Infinia3 Hawkeye4
4	位置決め用全身用X線コンピュータ断層撮影装置	Optima CT580W

2 契約期間

契約日～平成29年3月31日

3 契約条件

- (1) 契約期間中は、常に契約機種を良好に使用できる状態を維持するため、必要な定期保守点検を行うこと。
- (2) 点検は、製造会社の定める定期点検整備項目に従って実施すること。
- (3) 乙は、毎年度毎に点検実施予定表を毎年度毎に4月末までに甲の指定する部署へ提出すること。
なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう甲乙協議のうえ、その都度決定することとし、その内容は速やかに甲へ報告すること。
- (4) 乙は、保守点検等が完了したときは、速やかに甲の担当者へその旨を報告するとともに、乙の所定の様式により報告書を提出し、内容について確認を得ること。
- (5) 定期点検のほか、緊急に修理を要する時には、速やかに点検、調整、修理等を行うこと。
- (6) その他、必要な業務に関しては、個別機器毎に業務仕様書にて定めるものとする。
- (7) 委託料は、年度ごとに、乙の請求により甲が支払うものとする。
- (8) 本契約の履行にあたり、乙の責により、甲（第三者を含む）への財産物への損失、損害、又は身体的損害を与えた場合は、乙はこれを負担するものとする。
ただし、機器の停止に伴う甲（第三者を含む）への間接的損害、損失、試験者等への補償はこれを負担しないものとする。

4 その他

この仕様書及び個別機器仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。

全身用X線コンピュータ断層撮影装置（GEヘルスケア・ジャパン社製）
保守点検委託仕様書

記

1 対象機器

全身用X線コンピュータ断層撮影装置 BrightSpeed Elite SD16 一式

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2
京都市立病院 1階 救急センター

3 契約期間

契約日～平成29年3月31日

4 契約条件

- (1) 契約期間中、乙は、常に契約機種を良好に使用できる状態を維持するため、定期保守点検を年2回行うこと。
- (2) 点検は、製造会社の定める定期点検整備項目に従って実施すること。
- (3) 乙は、点検実施予定表を毎年度毎に4月末までに甲の指定する部署へ提出すること。
なお、実際の点検実施日時等については、市立病院の業務に支障のないよう甲乙協議のうえ、その都度決定することとし、その内容は速やかに甲へ報告すること。
- (4) 乙は、保守点検等が完了したときは、速やかに甲の担当者へその旨を報告するとともに、乙の所定の様式により報告書を提出し、その内容について確認を得ること。
- (5) 定期点検のほか、緊急に修理を要する時には、24時間年中無休体制にて対応し、速やかに点検、調整、修理等を行うこと。
- (6) 本契約には、定期点検部品、緊急保守部品の交換を含むものとする。
ただし、X線管ユニット、消耗品、補用品、他社製品、契約外オプション製品は除くものとする。
- (7) 委託料は、各年度ごとに、四半期分の業務終了後、当該年度相当分の委託料の額を4分割した額を、乙の請求により支払うものとする。

5 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。

X線 CT 組合せ型 PET 装置(PET-CT) (GEヘルスケア・ジャパン社製)
保守点検委託仕様書

記

1 対象機器

X線 CT 組合せ型 PET 装置(PET-CT) Q.Suite610QV 一式

【内訳】 Discovery PET/CT 610 Q.Suite Vision

画像診断装置用ワークステーション AW VS5 Plus (Color Monitor × 2)

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

京都市立病院 放射線診断科

3 契約期間

契約日～平成29年3月31日

4 契約条件

- (1) 契約期間中、乙は、常に契約機種を良好に使用できる状態を維持するため、PET 装置については年4回、ワークステーションについては年1回の定期点検を行うこと。
- (2) 点検は、製造会社の定める定期点検整備項目に従って実施すること。
- (3) 乙は、点検実施予定表を毎年度毎に4月末までに甲の指定する部署へ提出すること。
なお、実際の点検実施日時等については、市立病院の業務に支障のないよう甲乙協議のうえ、その都度決定することとし、その内容は速やかに甲へ報告すること。
- (4) 乙は、保守点検等が完了したときは、速やかに甲の担当者へその旨を報告するとともに、乙の所定の様式により報告書を提出し、その内容について確認を得ること。
- (5) 定期点検のほか、緊急に修理を要する時には、24時間体制にて対応し、速やかに点検、調整、修理等を行うこと。
- (6) 本契約には、定期点検部品、緊急保守部品の交換を含むものとする。
ただし、X線管ユニット、消耗品、補用品、他社製品、契約外オプション製品は除くものとする。
- (7) 委託料は、各年度ごとに、四半期分の業務終了後、当該年度相当分の委託料の額を4分割した額を、乙の請求により支払うものとする。

5 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。

ポジトロン CT 搭載型 SPECT 装置(SPECT-CT) (G Eヘルスケア・ジャパン社製)
保守点検委託仕様書

記

1 対象機器

ポジトロン CT 搭載型 SPECT 装置(SPECT-CT) Infinia3 Hawkeye4 一式

【内訳】 Infinia3 Hawkeye4 GEPM 一式

画像診断装置用ワークステーション Xeleris 3.0 一式

2 設置場所

京都市立病院 放射線治療科

3 契約期間

契約日～平成29年3月31日

4 契約条件

- (1) 契約期間中、乙は、常に契約機種を良好に使用できる状態を維持するため、SPECT 装置については年4回、ワークステーションについては年1回の定期点検を行うこと。
- (2) 点検は、製造会社の定める定期点検整備項目に従って実施すること。
- (3) 乙は、点検実施予定表を毎年度毎に4月末までに甲の指定する部署へ提出すること。
なお、実際の点検実施日時等については、市立病院の業務に支障のないよう甲乙協議のうえ、その都度決定することとし、その内容は速やかに甲へ報告すること。
- (4) 乙は、保守点検等が完了したときは、速やかに甲の担当者へその旨を報告するとともに、乙の所定の様式により報告書を提出し、その内容について確認を得ること。
- (5) 定期点検のほか、緊急に修理を要する時には、24時間年中無休体制にて対応し、速やかに点検、調整、修理等を行うこと。
- (6) 本契約には、定期点検部品、緊急保守部品の交換を含むものとする。
ただし、X線管ユニット、消耗品、補用品、他社製品、契約外オプション製品は除くものとする。
- (7) 委託料は、各年度ごとに、四半期分の業務終了後、当該年度相当分の委託料の額を4分割した額を、乙の請求により支払うものとする。

5 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。

位置決め用全身用 X 線コンピュータ断層撮影装置（GEヘルスケア・ジャパン社製）
保守点検委託仕様書

記

1 対象機器

全身用 X 線コンピュータ断層撮影装置 Optima CT580W 1 式

2 設置場所

京都市立病院 放射線治療科

3 契約期間

契約日～平成29年3月31日

4 契約条件

- (1) 契約期間中、乙は、常に契約機種を良好に使用できる状態を維持するため、定期保守点検を年2回行うこと。
- (2) 点検は、製造会社の定める定期点検整備項目に従って実施すること。
- (3) 乙は、点検実施予定表を毎年度毎に4月末までに甲の指定する部署へ提出すること。
なお、実際の点検実施日時等については、市立病院の業務に支障のないよう甲乙協議のうえ、その都度決定することとし、その内容は速やかに甲へ報告すること。
- (4) 乙は、保守点検等が完了したときは、速やかに甲の担当者へその旨を報告するとともに、乙の所定の様式により報告書を提出し、その内容について確認を得ること。
- (5) 定期点検のほか、緊急に修理を要する時には、24時間年中無休体制にて対応し、速やかに点検、調整、修理等を行うこと。
- (6) 本契約には、定期点検部品、緊急保守部品の交換を含むものとする。
ただし、X線管ユニット、消耗品、補用品、他社製品、契約外オプション製品は除くものとする。
- (7) 委託料は、各年度ごとに、四半期分の業務終了後、当該年度相当分の委託料の額を4分割した額を、乙の請求により支払うものとする。

5 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。